

再生エネルギー発電と道の景観施策の あり方について

第51回 北海道景観審議会

令和4年(2022年)6月15日開催

北海道建設部まちづくり局

都市計画課景観係

・再生エネルギー発電と道の景観施策のあり方について

2015年パリ協定で合意



- ・世界共通目標として、世界的な気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より充分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること。
- ・今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること



国及び道も 2050年にカーボンニュートラルを目指すことを目標と表明

北海道の削減目標

目指す姿（長期目標）

2050年までに道内の温室効果ガス排出量ゼロ
（ゼロカーボン北海道の実現）

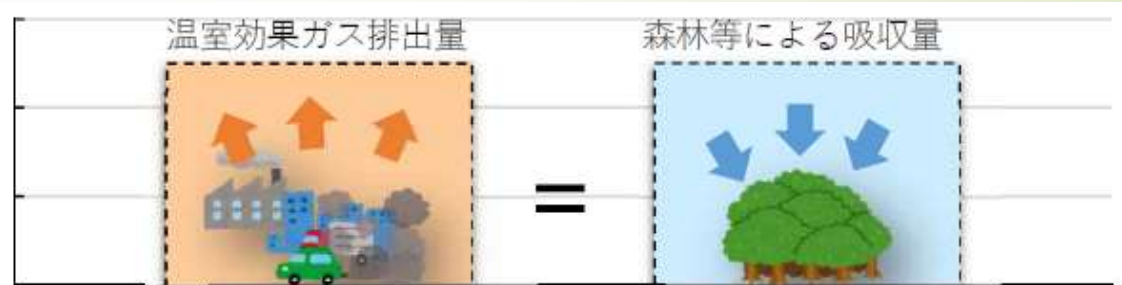
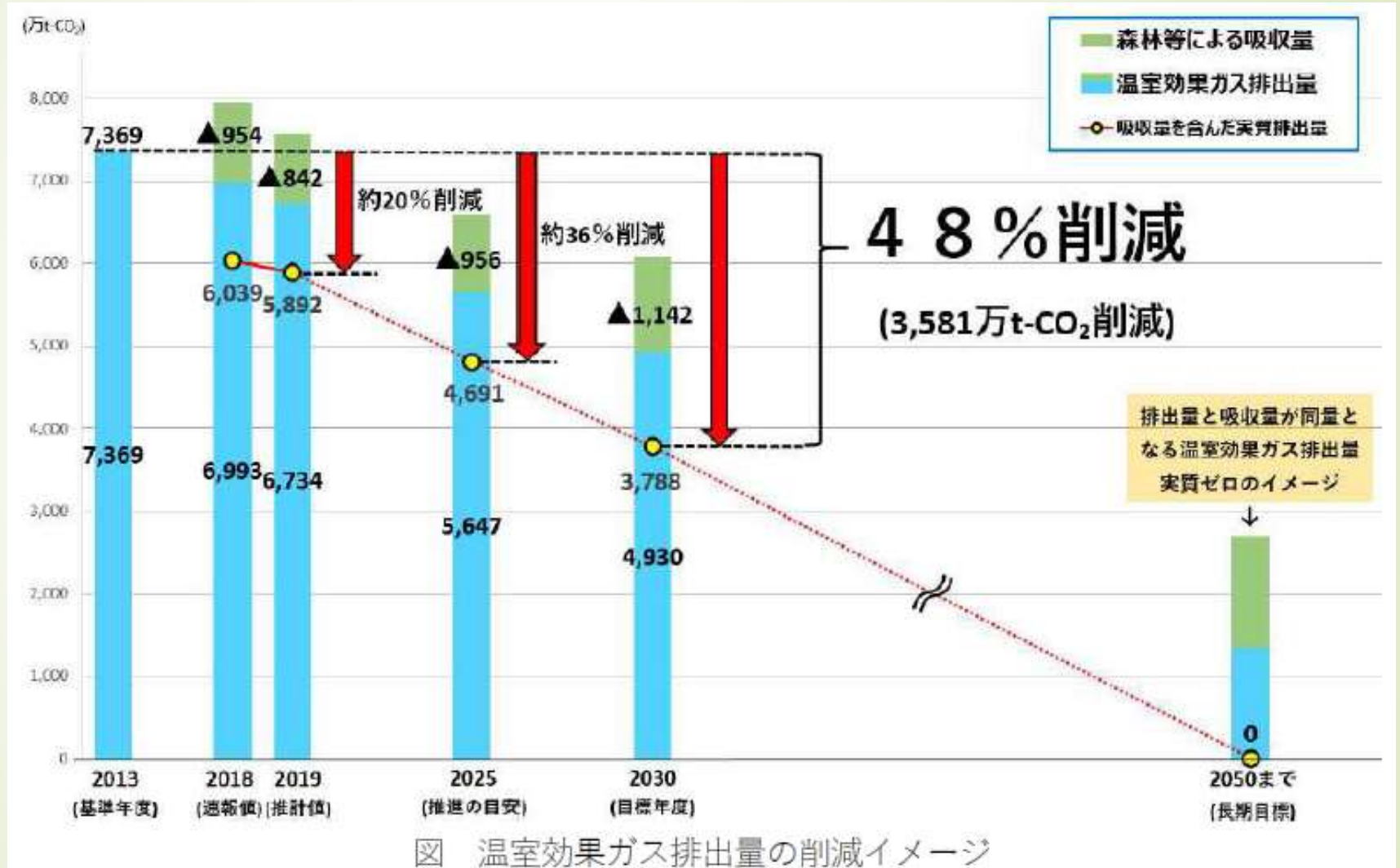


図 「実質ゼロ」のイメージ

中期目標 2013年度比で48% (3,581万トン-CO₂) 削減



出典：北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）から抜粋

豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用

2030年度に向けた取組の補助指標②

	2019年度(現状)	2030年度(目標)	エネルギー種別ごとの内訳(参考)	
	新工ネの導入目標 (発電電力量) <small>(新工ネ発電電力量の目標値20,455kWhから道外移出相当分を除いた値)</small>	8,786百万kWh	16,490百万kWh	太陽光(非住宅)
太陽光(住宅)				400百万kWh
陸上風力				4,188百万kWh
洋上風力				3,965百万kWh
中小水力				4,133百万kWh
バイオマス				2,811百万kWh
地熱				629百万kWh
廃棄物				1,189kWh
	2019年度(現状)	2030年度(目標)	エネルギー種別ごとの内訳(参考)	
	新工ネの導入目標 (熱利用量)	14,578TJ	20,960TJ	バイオマス熱利用
地熱				3,561TJ
雪冰冷熱				65TJ
温度差熱				2,692TJ
太陽熱				9TJ
廃棄物熱				6,555TJ

今後、エネルギー利用の効率化等による省エネ化の推進のほか、新エネルギーの積極的導入や洋上風力発電を促進するための、「再生エネルギー海域利用法」に基づく促進地域の指定等が見込まれ、太陽光発電設備や風力発電設備の新設や更新などにより、景観にも大きな影響を及ぼすことが考えられるところです。

北海道景観計画による太陽光発電設備及び風力発電施設の届出基準

	一般地域		羊蹄山麓広域景観形成推進地区	
	近商、商業、準工業、工業、工専	左記以外の区域	近商、商業、準工業、工業、工専	左記以外の区域
風力発電設備	高さ15mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの高さが15mを超えるもの		高さ10mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの高さが10mを超えるもの	
太陽電池発電設備	高さ5m又は築造面積が2,000㎡を超えるもの		高さ5m又は築造面積が1,000㎡を超えるもの	

環境影響評価(環境アセスメント) 制度について

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測、評価等を行ってその結果を公表し、道、市町村、道民等の意見を聴くなど、一連の手続を通じて環境保全措置の内容等を検討し、環境保全の観点から、より良い事業計画としていくための仕組み

配慮書手続

事業の計画立案段階における環境配慮を可能とするため、事業の位置や規模等に関する複数の計画書について、既存資料などから事業による環境影響を予測し、比較します。その結果を事業計画に反映することによって、重大な環境影響の回避・低減を図ります。

環境影響評価

調査

予測・評価するために必要な地域の環境情報について、調査を行います。
(調査の方法)
■ 既存資料などを集めて整理する方法・現地調査など

予測

事業を行うと、環境がどのように変化するかを予測します。
(予測の方法)
■ コンピューターなどで予測式により計算する方法
■ 景観などではモニタージュ写真の作成等の方法

評価

事業を行った場合の環境への影響について検討します。
(評価の内容)
■ 影響があるか、どの程度か
■ 実行可能な、より良い環境保全措置がとられているか など

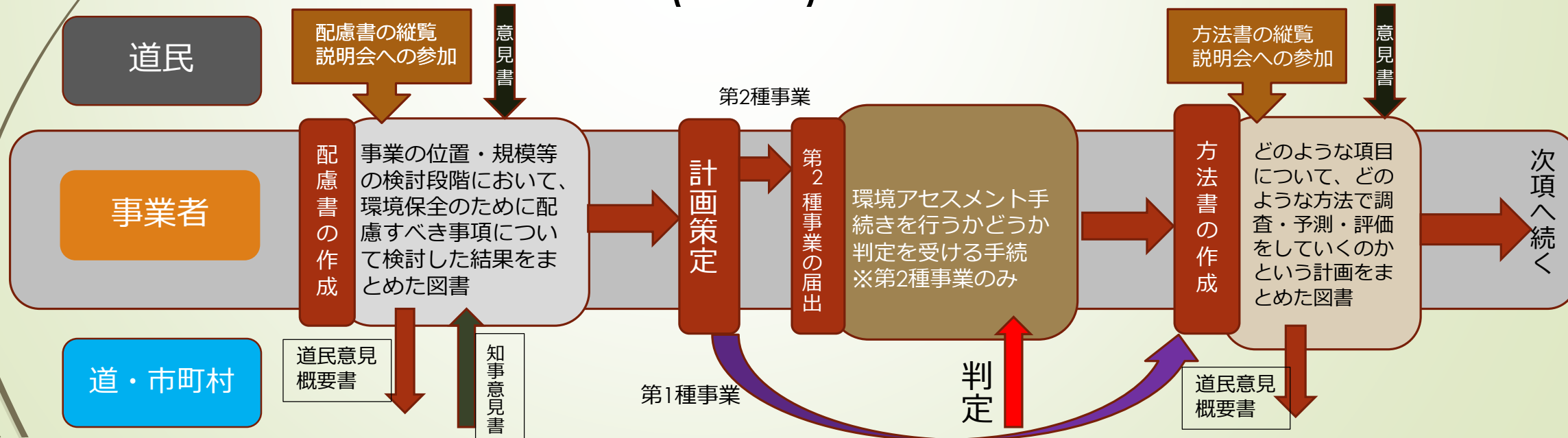
環境アセスメント(条例)の対象事業（抜粋）

事業の種類等		第1種事業	第2種事業
発電所	太陽電池発電所	出力4万kW以上	2万kW以上4万kW未満
	風力発電所	出力1万kW以上	5千kW以上1万kW未満

※ 第1種事業：規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業として、必ず環境アセスメントを行う事業です。

※ 第2種事業：環境アセスメントを行うかどうかを個別に判定する事業です。

環境アセスメント(条例)の手続きの流れ



環境アセスメント(条例)の手続きの流れ

